

米原駅東口周辺まちづくり事業に関する基本協定書（案） 新旧対照表

「米原駅東口周辺まちづくり事業に関する基本協定書（案）」について一部修正を行いましたので、下記のとおり新旧対照表にて修正箇所を示します。

頁数	修正後	修正前
1頁	<p>(土地譲渡契約の締結等) 第3条</p> <p>第3条 甲、乙および丙は、募集要項において特定された事業用地に関する土地譲渡契約の締結および成立に向けて誠実に協議し、以下の各号により、募集要項に定める内容を含む土地譲渡契約または仮契約を締結する。</p> <p>(1) 甲および丙は、令和6年6月を目途として事業用地のうち募集要項において市有地として特定されている部分（以下「市有地」という。）に関する土地譲渡契約（以下「土地譲渡契約（その1）」という。）の仮契約を締結する。</p> <p>(2) 乙および丙は、令和6年9月を目途として、事業用地のうち募集要項において県有地として特定されている部分（以下「県有地」という。）に関する土地譲渡契約（以下「土地譲渡契約（その2）」といい、土地譲渡契約（その1）と併せて「土地譲渡契約」という。）を締結する。</p> <p>2 土地譲渡契約における売買代金は、丙が提案書類において提案した金額とする。</p> <p><u>3 土地譲渡契約（その1）の成立については、市有地の譲渡について米原市議会の財産処分の議決が得られていることを条件とする。</u></p> <p><u>4 土地譲渡契約（その2）の締結については、県有地のうち滋賀県土地開発公社が先行取得した部分につき、滋賀県議会の予算の議決を得て乙が買戻しを完了し所有権を取得していることを条件とする。</u></p> <p><u>5</u> 第1項の定めにかかわらず、土地譲渡契約または仮契約の締結前に、第4条</p>	<p>(土地譲渡契約の締結) 第3条</p> <p>第3条 甲、乙および丙は、募集要項において特定された事業用地に関する土地譲渡契約の締結に向けて誠実に協議し、以下の各号により、募集要項に定める内容を含む土地譲渡契約を締結する。</p> <p>(1) 甲および丙は、令和6年6月を目途として事業用地のうち募集要項において市有地として特定されている部分（以下「市有地」という。）に関する土地譲渡契約（以下「土地譲渡契約（その1）」という。）を締結する。</p> <p>(2) 乙および丙は、令和6年9月を目途として、事業用地のうち募集要項において県有地として特定されている部分（以下「県有地」という。）に関する土地譲渡契約（以下「土地譲渡契約（その2）」といい、土地譲渡契約（その1）と併せて「土地譲渡契約」という。）を締結する。</p> <p>2 土地譲渡契約における売買代金は、丙が提案書類において提案した金額とする。</p> <p>3 土地譲渡契約の締結は、以下の各号を満たしていることを条件とする。</p> <p>(1) 土地譲渡契約（その1）の締結については、市有地の譲渡について米原市議会の財産処分の議決が得られていること。</p> <p>(2) 土地譲渡契約（その2）の締結については、県有地のうち滋賀県土地開発公社が先行取得した部分につき、滋賀県議会の予算の議決を得て乙が買戻しを完了し所有権を取得していること。</p> <p>4 第1項の定めにかかわらず、土地譲渡契約の締結前に、第4条第2項各号に</p>

<p>2頁</p>	<p>第2項各号に定める本協定の解除事由が発生したときは、甲および乙は、土地譲渡契約<u>または仮契約</u>を締結しないことができる。</p> <p>(有効期間) 第4条第1項</p> <p>第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から土地譲渡契約に基づき市有地および県有地の全てが引き渡された日から10年を経過する日までとする。ただし、<u>市有地について土地譲渡契約の成立に至らなかった場合または県有地について土地譲渡契約の締結に至らなかった場合は、当該土地譲渡契約の締結<u>または成立</u>の可能性がないと甲または乙が判断して丙に通知した日までとする。</u></p>	<p>定める本協定の解除事由が発生したときは、甲および乙は、土地譲渡契約を締結しないことができる。</p> <p>(有効期間) 第4条第1項</p> <p>第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から土地譲渡契約に基づき市有地および県有地の全てが引き渡された日から10年を経過する日までとする。ただし、いずれかの土地譲渡契約の締結に至らなかった場合は、当該土地譲渡契約の締結の可能性がないと甲または乙が判断して丙に通知した日までとする。</p>
<p>3頁</p>	<p>(準備行為等) 第5条第2項</p> <p>2 前項に定めるほか、丙は、<u>市有地については土地譲渡契約成立前、県有地については土地譲渡契約締結前</u>であっても、自己の責任および費用で本事業に必要な行為を行うことができるものとし、甲および乙は、必要かつ可能な範囲で丙に対して協力するものとする。</p> <p>(土地譲渡契約の不成立) 第6条</p> <p>第6条 甲、乙および丙いずれの責めにも帰すべからざる事由(土地譲渡契約(その1)について第3条第3項に定める米原市議会の財産処分の議決が得られなかった場合および土地譲渡契約(その2)について第3条第4項に定める滋賀県議会の先行取得地に係る買戻し予算の議決が得られなかった場合を含む。)により、<u>市有地について土地譲渡契約の成立に至らなかった場合または県有地について土地譲渡契約の締結に至らなかった場合には、</u>甲、乙および丙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、甲、乙および丙に相互に債権債務関係の生じないことを確認する。</p>	<p>(準備行為等) 第5条第2項</p> <p>2 前項に定めるほか、丙は、土地譲渡契約締結前であっても、自己の責任および費用で本事業に必要な行為を行うことができるものとし、甲および乙は、必要かつ可能な範囲で丙に対して協力するものとする。</p> <p>(土地譲渡契約の不成立) 第6条</p> <p>第6条 甲、乙および丙いずれの責めにも帰すべからざる事由(土地譲渡契約(その1)について第3条第3項第1号に定める米原市議会の財産処分の議決が得られなかった場合および土地譲渡契約(その2)について第3条第3項第2号に定める滋賀県議会の先行取得地に係る買戻し予算の議決が得られなかった場合を含む。)により、土地譲渡契約の締結に至らなかった場合には、甲、乙および丙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、甲、乙および丙に相互に債権債務関係の生じないことを確認する。</p>

<p>(談合等不正行為に係る違約金) 第7条第1項</p> <p>第7条 丙は、本選定手続に関して丙が第4条第2項第1号から第4号までに該当したときは、土地譲渡契約の締結<u>または成立</u>の有無を問わず、甲に対する違約金として金●円【注：市有地の売買代金の10%相当額】（土地譲渡契約の規定に基づき甲が丙から違約金の支払いを受けている場合は、当該受領済みの金額を控除する。）、乙に対する違約金として金●円【注：県有地の売買代金の10%相当額】（土地譲渡契約の規定に基づき乙が丙から違約金の支払いを受けている場合は、当該受領済みの金額を控除する。）を連帯して支払う。ただし、市および県が認める場合は、市および県は、違約金を請求しないことがある。</p>	<p>(談合等不正行為に係る違約金) 第7条</p> <p>第7条 丙は、本選定手続に関して丙が第4条第2項第1号から第4号までに該当したときは、土地譲渡契約の締結の有無を問わず、甲に対する違約金として金●円【注：市有地の売買代金の10%相当額】（土地譲渡契約の規定に基づき甲が丙から違約金の支払いを受けている場合は、当該受領済みの金額を控除する。）、乙に対する違約金として金●円【注：県有地の売買代金の10%相当額】（土地譲渡契約の規定に基づき乙が丙から違約金の支払いを受けている場合は、当該受領済みの金額を控除する。）を連帯して支払う。ただし、市および県が認める場合は、市および県は、違約金を請求しないことがある。</p>
--	---